

第47回臨時会

伊方町議会会議録

平成31年 4月23日開会

伊方町議会

第47回伊方町議会臨時会会議録

招集年月日	平成31年4月23日
招集の場所	伊方庁舎4階議場
開会（開議）	4月23日 10時00分宣告
応招議員	1番 高月 芳人 2番 木嶋 英幸 3番 末光 勝幸 4番 竹内 一則 5番 清家慎太郎 6番 福島 大朝 7番 菊池 隼人 8番 小泉 和也 9番 中村 敏彦 10番 吉川 保吉 11番 阿部 吉馬 12番 吉谷 友一 13番 菊池 孝平 14番 中村 明和 15番 高岸 助利 16番 山本 吉昭
不応招議員	なし
出席議員	応招議員に同じ
欠席議員	なし
本会議に職務のため出席した者の氏名	事務局長 中田 克也 書記 岩村 寿彦 書記 奥山 清司 書記 松下 洋二
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名	町 長 高門 清彦 副 町 長 濱松 爲俊 教 育 長 河野 達司 監 査 委 員 岡田 包 総 務 課 長 坂本 明仁 危 機 管 理 監 足利 博文 総 合 政 策 課 長 橋本 泰彦 町 民 課 長 菊池 暁彦 保 健 福 祉 課 長 小野瀬博幸 建 設 課 長 寺谷 哲也 産 業 課 長 田中 洋介 地 域 振 興 セ ン タ ー 所 長 兵頭 達也 上 下 水 道 課 長 谷口 誠 会 計 管 理 者 黒田徳太加 教育委員会事務局長 菊池 嘉起 三 崎 支 所 長 大野 信幸 瀬 戸 支 所 長 大森 貴浩
町長提出議案の項目	議案第31号 町長の専決処分事項報告について (伊方町税条例等の一部を改正する条例制定) 議案第32号 町長の専決処分事項報告について (伊方町半島振興対策実施地域指定に伴う固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定) 議案第33号 町長の専決処分事項報告について (伊方町原子力発電施設等立地地域の指定による固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定) 議案第34号 町長の専決処分事項報告について (伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定) 議案第35号 伊方町教育委員会委員の任命について
議員提出議案の項目	なし
委員会提出議案の項目	なし
その他	議長の辞職の許可について 選挙第5号 議長の選挙について 副議長の辞職の許可について

	<p>選挙第 6 号 副議長の選挙について 議席の変更について 常任委員会の選任について 議会運営委員会の選任について 議会運営委員会の閉会中の継続調査について</p> <p>選挙第 1 号 八幡浜地区施設事務組合議員の選挙について</p> <p>選挙第 2 号 八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合議員の選挙について</p> <p>選挙第 3 号 南予水道企業団議会議員の選挙について</p> <p>選挙第 4 号 愛媛県後期高齢者医療広域連合議員の選挙について 原子力発電対策特別委員会委員の選任について</p>
議事日程	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。 (会議規則第 21 条)</p>
会議録署名議員の指名	<p>議長は、会議録署名議員に次の 2 人を指名した。 (会議規則第 127 条)</p>
	<p>9 番 中村 敏彦 議員</p> <p>10 番 吉川 保吉 議員</p>

伊方町議会第47回臨時会議事日程

平成31年4月23日(火)
午前10時00分 開議

1 開会宣告

1 町長招集挨拶

1 議事日程報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

〃 第 2 会期の決定

〃 第 3 町長の専決処分事項報告について
(伊方町税条例等の一部を改正する条例制定)

(議案第31号)

〃 第 4 町長の専決処分事項報告について
(伊方町半島振興対策実施地域指定に伴う固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定)

(議案第32号)

〃 第 5 町長の専決処分事項報告について
(伊方町原子力発電施設等立地地域の指定による固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定)

(議案第33号)

〃 第 6 町長の専決処分事項報告について
(伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定)

(議案第34号)

日程第 7 伊方町教育員会委員の任命について

(議案第35号)

追加日程第 1 議長の辞職の許可について

〃 第 2 議長の選挙について

(選挙第5号)

〃 第 3 副議長の辞職の許可について

〃 第 4 副議長の選挙について

(選挙第6号)

〃 第 5 議席の変更について

日程 第 8 常任委員会委員の選任について

〃 第 9 議会運営委員会委員の選任について

〃 第 10 八幡浜地区施設事務組合議員の選挙について (選挙第 1 号)

〃 第 11 八幡浜・大洲地区広域市町圏組合議員の選挙について (選挙第 2 号)

〃 第 12 南予水道企業団議会議員の選挙について (選挙第 3 号)

〃 第 13 愛媛県後期高齢者医療広域連合議員の選挙について (選挙第 4 号)

1 閉会宣告

開会宣告 10時00分

○議長（山本吉昭） おはようございます。

これより、伊方町議会第47回臨時会を開会いたします。只今の出席議員は、全員であります。よって、本会議は成立いたしました。

町長招集挨拶

○議長（山本吉昭） 町長招集挨拶

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） おはようございます。

本日、ここに伊方町議会第47回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位のご出席を賜り開会の運びとなりましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

また、議員の皆様方には、日頃から町政の推進に格別のご理解とご協力を賜り心から感謝申し上げます。

さて、本日ご提案をいたします案件でございますが、条例改正などの専決処分事項報告4件、人事案件1件でございます。

いずれも重要な案件でございますので、ご審議のうえ適切にご決定賜りますようよろしく申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。

よろしく願いをいたします。

議事日程報告

○議長（山本吉昭） 議事日程報告を行います。

本日の議事日程は、お手許に配布してあるとおりであります。これにしたがいまして、議事を進めてまいります。

これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（山本吉昭） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、9番 中村敏彦議員、10番 吉川保吉議員を指名いたします。

会期の決定

○議長（山本吉昭） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日1日間としたいと思っております。これに異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

議案第31号

○議長（山本吉昭） 日程第3「町長の専決処分事項報告について（伊方町税条例等の一部を改正する条例制定）」議案第31号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○町民課長（菊池暁彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町民課長

○町民課長（菊池暁彦） 議案第31号 伊方町税条例等の一部を改正する条例制定の町長の専決処分事項報告について、提案理由をご説明いたします。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、伊方町税条例等の一部を改正する必要性が生じたため、平成31年3月31日、専決処分したものでございます。

主な改正点は、ふるさと納税制度の見直し。住宅ローン控除の拡充に伴う措置。軽自動車税の特例措置の見直し。単身児童扶養者の住民税の非課税措置対象への追加でございます。

それでは、改正内容は、新旧対照表で説明させていただきますので、参考資料、新旧対照表をお開き願います。

1頁をお願いします。第34条の7、寄附金税額控除につきましては、ふるさと納税の対象として、寄附金募集を適正に実施する、寄附金額の3割以下の地場産品を返礼品とする新基準に適合する団体として総務大臣が指定する制度での寄附金を特例控除対象とするものでございます。

2頁をお願いします。次に附則第7条の3の2、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除につきましては、適用を平成45年度分まで延長するものでございます。

3頁をお願いします。附則第9条、個人の町民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等及び次の4頁附則第9条の2につきましては、適用対象を特例控除対象寄附金とする規定を整備してございます。

6頁をお願いします。一番下の附則第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告、第6項につきましては、高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る税額の減額措置の規定の整備でございます。

8頁をお願いします。一番下の附則第16条、軽自動車税の税率の特例につきましては、11頁にかけまして、また、15頁から17頁にかけて、さらに19頁中ほどについて、3段階で改正するもので、グリーン化特例の現行制度を2年間延長した上で、適用対象を電気自動車等に限定するものでございます。

14頁をお願いします。附則第15条の2、軽自動車税の環境性能割の非課税につきましては、平成

31年10月1日から平成32年9月30日までの間に取得した自家用乗用車について、低排出ガス車かつ平成32年度燃費基準達成車の税率を1%から非課税とする臨時的軽減の規定を。

次の15頁中ほど附則第15条の6、軽自動車税の環境性能割の税率の特例につきましては、非課税車及び附則第15条の2の該当車以外の税率を2%から1%に、1%減とする臨時的軽減の規定を新設するものでございます。

19頁をお願いします。第24条、個人の町民税の非課税の範囲、第1項第2号につきましては、子どもの貧困に対応するため、児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下である、ひとり親、単身児童扶養者に対し、非課税措置を講ずるものでございます。

最後に23頁をお願いします。平成30年改正条例第1条第13項から第16項につきましては、法人の納税申告書等について、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して行う方法による提出を義務付けられた法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により先の方法によることが困難であると認められる場合の措置に関する所要の規定の整備でございます。

なお、この条例は、平成31年4月1日から施行するものでございますが、ふるさと納税制度の見直しは平成31年6月1日から、軽自動車税の特例措置の見直しは平成31年10月1日、平成33年4月1日から、単身児童扶養者の住民税の非課税措置対象への追加は平成33年1月1日からの施行等を定めております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○議員（中村敏彦） 議長

○議長（山本吉昭） 中村議員

○議員（中村敏彦） ふるさと納税のお話がでましたけど、伊方町に対するふるさと納税は年間いくらかぐらいあって、何件で、それに対する返礼の金額などは分かりますか。

○総務課長（坂本明仁） 議長

○議長（山本吉昭） 総務課長

○総務課長（坂本明仁） 前段のふるさと納税の金額でございますが、平成30年4月から31年3月までの寄附の実績は492件、651万5,000円でございます。申し訳ありません。返礼品の金額については、勉強不足で把握してございません。

○議員（中村敏彦） はい、分かりました。

○議長（山本吉昭） 他ありませんか。質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより、議案第31号を採決いたします。お諮りいたします。本案を、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第31号「町長の専決処分事項報告について（伊方町税条例等の一部を改正する条例制定）」は、原案のとおり承認されました。

議案第32号

○議長（山本吉昭） 日程第4「町長の専決処分事項報告について（伊方町半島振興対策実施地域指定に伴う固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定）」議案第32号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○町民課長（菊池暁彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町民課長

○町民課長（菊池暁彦） 議案第32号 伊方町半島振興対策実施地域指定に伴う固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定の町長の専決処分事項報告について、提案理由をご説明いたします。

本案は、山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令が、平成31年3月30日に公布されたことに伴い、伊方町半島振興対策実施地域指定に伴う固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する必要があるため、平成31年3月31日、専決処分したものでございます。

今回の改正は、第2条中、平成31年3月31日を平成33年3月31日に改め、固定資産税の特例税率の適用期限を2年間延長するものでございます。

なお、この条例は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより、議案第32号を採決いたします。お諮りいたします。本案を、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第32号「町長の専決処分事項報告について（伊方町半島振興対策実施地域指定に伴う固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定）」は、原案のとおり承認されました。

議案第33号

○議長（山本吉昭） 日程第5「町長の専決処分事項報告について（伊方町原子力発電施設等立地地域の指定による固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定）」議案第33号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○町民課長（菊池暁彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町民課長

○町民課長（菊池暁彦） 議案第33号 伊方町原子力発電施設等立地地域の指定による固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定の町長の専決処分事項報告について、提案理由をご説

明いたします。

本案は、山村振興法第 14 条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令が、平成 31 年 3 月 30 日に公布されたことに伴い、伊方町原子力発電施設等立地地域の指定による固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する必要があるため、平成 31 年 3 月 31 日、専決処分したものでございます。

今回の改正は、第 2 条第 1 項中、平成 31 年 3 月 31 日を平成 33 年 3 月 31 日に改め、固定資産税の特例税率の適用期限を 2 年間延長するものでございます。

なお、この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより、議案第 33 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 33 号「町長の専決処分事項報告について（伊方町原子力発電施設等立地地域の指定による固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定）」は、原案のとおり承認されました。

議案第 34 号

○議長（山本吉昭） 日程第 6「町長の専決処分事項報告について（伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）」議案第 34 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○町民課長（菊池暁彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町民課長

○町民課長（菊池暁彦） 議案第 34 号 伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の町長の専決処分事項報告について、提案理由をご説明いたします。

本案は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が、平成 31 年 3 月 29 日に公布されたことに伴い、伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため、平成 31 年 3 月 31 日、専決処分したものでございます。

今回の改正点は、課税限度額の引上げと、減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しでございます。

それでは、改正内容は、新旧対照表で説明させていただきますので、参考資料、新旧対照表をお開き願います。

初めに、第 2 条第 2 項につきましては、基礎課税額に係る医療給付費分の限度額を、これまでの 58 万円から 61 万円に 3 万円引き上げるものでございます。

次に第 21 条、国民健康保険税の減額につきましては、低所得層に係る軽減措置を拡充するための見直しでございまして、第 2 号につきましては、5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずる金額を 27 万 5 千円から 28 万円に 5 千円引き上げ、第 3 号につきましては、2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずる金額を 50 万円から 51 万円に 1 万円引き上げるものでございます。

なお、この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより、議案第 34 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 34 号「町長の専決処分事項報告について（伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）」は、原案のとおり承認されました。

議案第 35 号

○議長（山本吉昭） 日程第 7「伊方町教育委員会委員の任命について」議案第 35 号を議題といたします。議案を書記に配布させます。提案理由の説明を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） 議案第 35 号 伊方町教育委員会委員の任命について、提案理由をご説明いたします。今回、提案申し上げます、道元平氏は、伊方町二見乙 973 番地 2、鳥津地区に在住で年齢は 62 歳であります。同氏は、昭和 50 年 3 月神戸簿記会計専門学校を卒業後、県外の会社に勤められ、平成 17 年 6 月からは地元で民宿を経営されております。これまで社会教育の分野におきまして、公民館運営審議会の委員をはじめ、会長としてもご活躍いただいたとともに地域に根差した文化的な活動にも積極的に参画していただいております。このような経験と識見をお持ちであり、ご活躍中でありますので、教育委員会委員として適任であると判断し、ご提案申し上げた次第でございます。

ご同意賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより、議案第 35 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 35 号「伊方町教育委員会委員の任命について」は、原案のとおり同意されました。

暫時休憩いたします。再開は、10時35分からといたします。

休憩 10時25分

再開 10時35分

追加日程第1

○副議長（小泉和也） 再開いたします。只今、山本吉昭議員から議長の辞職願が副議長あてに提出されました。

したがって、地方自治法第106条の規定により、副議長の私が、議長の職務を務めさせていただきます。お諮りいたします。会議規則第22条の規定に基づき、これより「議長の辞職の許可について」を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、「議長の辞職の許可について」を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。山本吉昭議員は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので退席を求めます。追加日程を書記に配布させます。

追加日程第1「議長の辞職の許可について」を議題といたします。書記に辞職願を朗読させます。（朗読文省略）お諮りいたします。議長の辞職許可することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。したがって、議長の辞職願については、これを許可することに決定しました。山本吉昭議員の入場を求めます。

告知いたします。只今、議会において議長の辞職願については、これを許可することに決定いたしましたので、お伝えいたします。

選挙第5号

○副議長（小泉和也） お諮りいたします。只今、議長が欠員となりましたので、この際、会議規則第22条の規定に基づき「議長の選挙について」を日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、「議長の選挙について」を日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。追加日程を書記に配布させます。

追加日程第2、選挙第5号、議長の選挙を行います。お諮りいたします。議長選挙は、地方自治法第118条第1項の規定に基づき、投票により行いたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議ないと認めます。

よって、選挙は投票により行うことに決定しました。議場の閉鎖を求めます。只今の出席議員は、16名であります。次に、開票立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、開票

立会人に、高月芳人議員及び木嶋英幸議員を指名いたします。後ほど、開票の立会をお願いいたします。

投票用紙を書記に配布させます。配布漏れは、ありませんか。配布漏れなしと認めます。投票箱を議会事務局長に点検させます。異常なしと認めます。念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。なお、最多得票者が複数の場合は、地方自治法第118条第1項の規定により、当選人をくじで決定いたします。投票用紙に被選挙人の氏名を記入のうえ、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。只今から投票を行います。議会事務局長が、議席順に議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

○議会事務局長（中田克也） それでは、読みあげます。1番 高月芳人議員、2番 木嶋英幸議員、3番 末光勝幸議員、4番 竹内一則議員、5番 清家慎太郎議員、6番 福島大朝議員、7番 菊池隼人議員、9番 中村敏彦議員、10番 吉川保吉議員、11番 阿部吉馬議員、12番 吉谷友一議員、13番 菊池孝平議員、14番 中村明和議員、15番 高岸助利議員、16番 山本吉昭議員、小泉和也副議長。

○副議長（小泉和也） 投票漏れはありますか。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。

高月芳人議員、木嶋英幸議員、開票の立会をお願いいたします。

開票の結果を発表いたします。投票総数16票、うち有効投票数16票、無効投票数0、有効投票のうち竹内一則議員8票、中村明和議員8票以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、4票以上であり、竹内一則議員と中村明和議員の得票数はこれを超えております。両議員の得票数は同数です。この場合、地方自治法第118条第1項の規定は公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっております。竹内一則議員及び中村明和議員が議場におられますので、くじを引いていただきます。両議員は、演壇の方にお進みください。

くじは2回引きます。1回目は、くじを引く順序を決めるためのものです。2回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。高月芳人議員、木嶋英幸議員、くじの立会をお願いいたします。

まず、くじを引く順序を決めるくじを引きます。竹内一則議員、中村明和議員くじを引いてください。くじを引く順序が決定しましたので報告します。まず始めに、竹内一則議員、次に中村明和議員以上のとおりです。

只今の順序により、当選人を決定するくじを引きます。1番のくじを当選とします。竹内一則議員、中村明和議員、くじを引いてください。

くじの結果を報告します。くじの結果、竹内一則議員が当選人と決定しました。議場の閉鎖を解きます。

只今、議長に当選されました、竹内一則議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

竹内一則議員、あなたが伊方町議会議長に当選されました。直ちに、承諾及び就任のご挨拶を演壇にてお願いいたします。

○新議長（竹内一則） 只今の議長選挙におきまして、今回議長に推挙していただきました竹内でございます。伊方町も何かと大変ではございます。電力の問題いろいろございます。財政もこれからなかなか大変だろうと思っております。そのためには、議員各位の真剣な会議とそういうことを踏まえて、伊方町民のため伊方町のために鋭意努力をしながら議会運営をおこなって行きたいとまいります。そのためには、議員各位の協力は是非必要でございます。よろしくお願いいたします。

○副議長（小泉和也） 議長が決まりましたので、私の任務を終わらせていただきます。なお、私は一身上の都合により、副議長を辞職したいので、辞職願を提出いたします。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

地方自治法第117条の規定に基づき退場させていただきますので、新議長、議長席にお着き願います。

追加日程第3

○新議長（竹内一則） お諮りいたします。只今、小泉和也議員から副議長の辞職願の提出がありました。よって、会議規則第22条の規則に基づき、これより「副議長の辞職の許可について」を日程に追加し、追加日程第3として、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、副議長の辞職の許可についてを日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題にすることに決定しました。

追加日程を書記に配布させます。追加日程第3「副議長の辞職の許可について」を議題といたします。書記に辞職願を朗読させます。（「朗読文省略」）お諮りいたします。副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。したがって、副議長の辞職願については、これを許可することに決定しました。小泉和也議員の入場を求めます。

告知いたします。只今、議会において副議長の辞職願については、これを許可することに決定しましたので、お伝えいたします。

選挙第6号

○新議長（竹内一則） お諮りいたします。只今、副議長が欠員となりましたので、この際、会議規則第22条の規定に基づき、「副議長の選挙について」を日程に追加し、追加日程第4として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、「副議長の選挙について」を日程に追加し、追加日程第4として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。追加日程を書記に配布させます。

追加日程第4、選挙第6号、副議長の選挙を行います。お諮りいたします。副議長選挙は、地方自治法第118条第1項の規定に基づき、投票により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、選挙は投票により行うことに決定しました。議場の閉鎖を求めます。

只今の出席議員は、16名であります。次に、開票立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、開票立会人に、末光勝幸議員、清家慎太郎議員を指名いたします。後ほど、開票の立会をお願いいたします。投票用紙を書記に配布させます。配布漏れは、ありませんか。（「なし」の発言あり）配布漏れなしと認めます。投票箱を議会事務局長に点検させます。異常なしと認めます。念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。なお、最多得票者が複数の場合は、地方自治法第118条第1項の規定により、当選人をくじで決定いたします。投票用紙に被選挙人の氏名を記入のうえ、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。只今から投票を行います。議会事務局長が、議席順に議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

○議会事務局長（中田克也） それでは読み上げます。1番 高月芳人議員、2番 木嶋英幸議員、3番 末光勝幸議員、5番 清家慎太郎議員、6番 福島大朝議員、7番 菊池隼人議員、8番 小泉和也議員、9番 中村敏彦議員、10番 吉川保吉議員、11番 阿部吉馬議員、12番 吉谷友一議員、13番 菊池孝平議員、14番 中村明和議員、15番 高岸助利議員、16番 山本吉昭議員、竹内一則議長。

○新議長（竹内一則） 投票漏れはありますか。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。末光勝幸議員、清家慎太郎議員、開票の立会をお願いいたします。

開票の結果を発表いたします。投票総数16票、うち有効投票数16票、無効投票0票、有効投票のうち木嶋英幸議員8票、菊池隼人議員8票以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票以上であり、木嶋英幸議員と菊池隼人議員の得票数は、これを超過しております。両議員の得票数は同数です。この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっております。木嶋英幸議員及び菊池隼人議員が、議場におられますので、くじを引いていただきます。両議員は、演壇の方にお進みください。

くじは2回引きます。1回目は、くじを引く順序を決めるためのものです。2回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。末光勝幸議員、清家慎太郎議員、くじの立会をお願いいたします。

まず、くじを引く順序を決めるくじを引きます。木嶋英幸議員、菊池隼人議員くじを引いてください。くじを引く順序が決定しましたので報告します。まず始めに、菊池隼人議員、次に木嶋英幸議員、以上のとおりです。

只今の順序により、当選人を決定するくじを引きます。1番のくじを当選とします。菊池隼人議員、木嶋英幸議員、くじを引いてください。

くじの結果を報告します。くじの結果、木嶋英幸議員が当選人と決定しました。議場の閉鎖を解き

ます。

只今、副議長に当選されました木嶋英幸議員が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

木嶋英幸議員、あなたが伊方町議会副議長に当選されました。直ちに、承諾及び就任のご挨拶を演壇にてお願いいたします。

○新副議長（木嶋英幸） この度、副議長に選任していただきました木嶋英幸です。2 年間、議長の元一生懸命議会運営に勤めてまいります。伊方町のために、町民のために一生懸命頑張ります。また、いろいろとご指導のほどよろしくお願いいたします。

追加日程第 5

○新議長（竹内一則） 追加日程第 5「議席の変更について」を議題といたします。お諮りいたします。申し合わせにより、議長の議席は最終番とすることになっております。よって、会議規則第 4 条第 3 項の規定により、議席の変更をしたいので、この際、会議規則第 22 条の規定に基づき「議席の変更について」を日程に追加し、追加日程第 5 として、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議席の変更についてを日程に追加し、追加日程第 5 として、日程の順序を変更し、直ちに議題にすることに決定しました。追加日程を書記に配布させます。

追加日程第 5「議席の変更について」を議題といたします。変更となる議席番号と氏名を議会事務局長に発表させます。

○議会事務局長（中田克也） それでは、発表いたします。1 番 高月芳人議員、2 番 木嶋英幸議員、3 番 末光勝幸議員、4 番 清家慎太郎議員、5 番 福島大朝議員、6 番 菊池隼人議員、7 番 山本吉昭議員、8 番 小泉和也議員、9 番 中村敏彦議員、10 番 吉川保吉議員、11 番 阿部吉馬議員、12 番 吉谷友一議員、13 番 菊池孝平議員、14 番 中村明和議員、15 番 高岸助利議員、16 番 竹内一則議長。以上でございます。

○新議長（竹内一則） お諮りいたします。只今発表したとおり、議席の変更することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。議席は、只今のとおりです。

よって、今後任期の間、皆様方合意の議席と決定しました。なお、席の移動につきましては、次回会議からといたします。

暫時、休憩いたします。議員各位は、全員協議会室にお集まりください。再開は、呼鈴でお知らせいたします。

休憩 11 時 25 分

再開 13 時 00 分

常任委員会の選任

○新議長（竹内一則） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。日程第 8、常任委員会の選任を行います。書記に委員名簿を配布させます。

お諮りいたします。常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第 8 条第 4 項の規定により、お手元に配布いたしました名簿のとおり、議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、常任委員会委員は、お手元に配布いたしました名簿のとおり、選任することに決定しました。

お諮りいたします。常任委員会委員の選任に伴い、委員会条例第 9 条第 2 項の規定に基づき、正副委員長の互選を行うため、それぞれの常任委員会を開催したいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認め、只今からそれぞれの常任委員会を開催いたします。なお、それぞれの常任委員会の招集通知は配布いたしませんので、よろしく願いいたします。総務文教常任委員会は、正副議長室へ。産業建設常任委員会は、全員協議会室へ。生活福祉常任委員会は、議員控室へ移動を願います。

暫時休憩いたします。再開は、呼鈴でお知らせいたします。

休憩 13 時 04 分

再開 13 時 20 分

○新議長（竹内一則） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。休憩中にそれぞれの常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので、報告いたします。

総務文教常任委員会委員長に高岸助利議員、副委員長に吉川保吉議員。

産業建設常任委員会委員長に菊池孝平議員、副委員長に吉谷友一議員。

生活福祉常任委員会委員長に末光勝幸議員、副委員長に菊池隼人議員。

以上のとおり、互選された旨の報告がありました。

議会運営委員会委員の選任について

○新議長（竹内一則） 日程第 9「議会運営委員会委員の選任」を行います。書記に委員名簿を配布させます。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第 8 条第 4 項の規定により、お手元に配布いたしました名簿のとおり、議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員は、お手元に配布いたしました名簿のとおり、選任することに決定しました。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任に伴い、委員会条例第9条第2項の規定に基づき、正副委員長の互選を行うため、議会運営委員会を開催したいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認め、只今から、議会運営委員会を開催いたします。なお、議会運営委員会の招集通知は、配布いたしませんのでよろしくお願い申し上げます。議会運営委員会委員の皆さんは、正副議長室にお集まりください。

暫時休憩いたします。再開は、呼鈴でお知らせいたします。

休憩 13時25分

再開 13時30分

議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○新議長（竹内一則） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。休憩中に、議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので、報告いたします。

議会運営委員会委員長に清家慎太郎議員、副委員長に高月芳人議員。以上のとおり互選された旨の報告がありました。

只今、議会運営委員会委員長から伊方町会議規則第75条の規定により、次期定例会までの閉会中の間、所管事務のうち、議会の運営に関する事項等について継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。この際、これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。申出書を書記に配布させます。暫時休憩いたします。

休憩 13時33分

再開 13時38分

○新議長（竹内一則） 申出書を書記に配布させます。お諮りいたします。申し出のとおり、次期定例会までの閉会中の間、継続調査をすることにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、次期定例会までの閉会中の間は、継続調査をすることに決定しました。

選挙第1号

○新議長（竹内一則） 日程第10、選挙第1号「八幡浜地区施設事務組合議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

八幡浜地区施設事務組合議員に、木嶋英幸議員、末光勝幸議員を指名いたします。

お諮りいたします。只今、議長において指名いたしました、木嶋英幸議員、末光勝幸議員を当該議員の当選者とするにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、只今指名いたしました木嶋英幸議員、末光勝幸議員が、八幡浜地区施設事務組合議員に当選されました。只今、八幡浜地区施設事務組合議員に当選されました議員に、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

選挙第2号

○新議長（竹内一則） 日程第11、選挙第2号「八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合議員に、山本吉昭議員を指名いたします。

お諮りいたします。只今、議長において指名いたしました山本吉昭議員を当該議員の当選者とするにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、只今指名いたしました山本吉昭議員が、八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合議員に当選されました。只今、八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合議員に当選されました議員に、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

選挙第3号

○新議長（竹内一則） 日程第12、選挙第3号「南予水道企業団議会議員の選挙」を行います。お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にし

たいと思います。これにご異議ありません。「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。南予水道企業団議会議員に、高月芳人議員、菊池隼人議員を指名いたします。お諮りいたします。只今、議長において指名いたしました高月芳人議員、菊池隼人議員を当該議員の当選者とするにご異議ありませんか。「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、只今指名いたしました高月芳人議員、菊池隼人議員が南予水道企業団議会議員に当選されました。只今、南予水道企業団議会議員に当選されました議員に、本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

選挙第 4 号

○新議長（竹内一則） 日程第 13、選挙第 4 号「愛媛県後期高齢者医療広域連合議員の選挙」を行います。お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推進したいと思います。これにご異議ありませんか。「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議長において指名推選で行うことに決定しました。お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。愛媛県後期高齢者医療広域連合議員に、私議長の竹内一則を指名いたします。お諮りいたします。只今、指名いたしました、竹内一則を当該議員の当選者とするにご異議ありませんか。「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、只今指名いたしました竹内一則が愛媛県後期高齢者医療広域連合議員に当選いたしました。なお、会議規則第 33 条第 2 項の規定に基づく当選人への告知は、当選人が私でありますので、当選を承諾することで、告知に代えます。

原子力発電対策特別委員会委員の選任

○新議長（竹内一則） お諮りいたします。この際、原子力発電対策特別委員会委員の選任につきまして、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。「なし」の発言あり）異議なしと認めます。これより、原子力発電対策特別委員会委員の選任を行います。お諮りいたします。私、議長の竹内一則が、原子力発電対策特別委員会委員を辞任し、山本吉昭議員を選任したいと思います。これにご異議ありませんか。「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、竹内一則が原子力発電対策特別委員会委員を辞任し、山本吉昭議員を選任することに決定

しました。

閉会宣告

○新議長（竹内一則） これでは本日の日程は、全て終了いたしました。会議を閉じます。閉会にあたり、町長から挨拶があります。

○町長（高門清彦） 議長

○新議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本臨時会におきましては、全議案の審議が終了をいたしました。誠にありがとうございました。新しい議会構成もの決定をされました。新しく就任されました、正副議長をはじめ議員各位の今後益々のご活躍をご祈念申し上げまして閉会のご挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

○新議長（竹内一則） これをもちまして、伊方町議会第 47 回臨時会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

13 時 43 分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

伊方町議会議長

伊方町議会議長

伊方町議会議員

伊方町議会議員

